

◎新潟県訓令第7号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>法務文書課</u>における情報公開及び個人情報保護の業務</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>(2)の2～(5)（略）</p> <p>(6) テクノスクールにおける授業及びこれに付随する業務</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園及び<u>はまぐみ小児療育センター</u>における収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13)（略）</p>	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>文書私学課</u>における情報公開及び個人情報保護の業務</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>(2)の2～(5)（略）</p> <p>(6) <u>看護大学及びテクノスクール</u>における授業及びこれに付随する業務</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、<u>はまぐみ小児療育センター</u>及び<u>あけぼの園</u>における収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13)（略）</p>